

⑦「昭和三年四月改 公園使用者台帳」(228点)

番号	名称	年代	差出人	宛名人	備考
(表紙)	昭和三年四月改 公園使用者台帳	S3(1928).4	高岡市役所		・合綴 ・縦27.6cm×横19.4cm(表紙) ・127号、永年保存、高岡市役所 ・「公園使用台帳」という付箋貼付 ・索引として記載されている ・途中で綴り紐が切れている
1	公園内使用方に関する件伺	T15(1926).4.1	第三課出議者 (印「小林之印」)	市長(印「早苗印」)	・萩下太丞(高岡市片原中島町157番地)より申請あり。公園内に売店設置のため使用許可を出してよいかとの伺書
2	命令書				・7-1の萩下宛に遵守事項を記載した命令書(第1～12条まで)
3	高岡公園地内使用御願	T15(1926).3	萩下大丞	高岡市長 上埜安太郎	・高岡公園地 梅林について ・使用地坪数16坪 ・建物使用地12坪(家屋の新築) ・使用料はそちらに従うとのこと ・T5.3.20～T22.3.31まで使用願
4	構造書		萩下大丞		・使用坪数、建坪、軒高さ、畳など必要分の記載 ・付属絵図4枚付き ・建物については集木・丸太・角材を用いる。屋根は全て杉皮葺、外側は板張り
5	桜馬場公園地使用許可伺書	S2(1927).12.16			・申請者 毛利喜一 [遵守事項として] ・公園使用料 1坪1年金1円。金2円75銭を毎年4月と10月に支払うこと ・公園の係員の指示に従うこと
6	公園地使用願	S2(1927).11.28	願人 毛利喜一 保証人 清川理吉	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園の使用許可願 ・使用地坪は2坪7合5勺 ・期限 S2.11.25～S8.3.31まで ・目的 通路用として ・付属図付き
7	桜馬場公園地使用許可伺	S2(1927).12.5			・佐藤信教ほか7名より申請 ・遵守事項(案)の記載
8	公園地使用願	S2(1927).11.28	願人 佐藤信教 保証人 浅井敬一	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地使用 ・坪数1坪25 ・S2.11～S8.3.31まで ・付属絵図付き ・通路用として ・使用料は不明
9	公園地使用願	S2(1927).11.28	願人 山岸常太郎 保証人 山岸竹次郎		・桜馬場公園地 ・1坪4合5勺 ・S2.11～S8.3.31 ・通路用として ・付属図あり
10	市有地占用願	T15(1926).10.1	浅井敏一	高岡市長 南慎一郎	・市有公園地 ・長16尺×幅3尺—平面坪1坪4合 ・人家通路の目的で ・見取図付き ・工事期間 許可日より30日以内 ・S2.11～S8.3.31まで使用
11	公園地使用願	S2(1927).11.30	願人 清川理吉 保証人 毛利喜一	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・S2.11.25～S8.3.31まで ・通路用として ・付属絵図付き
12	公園地使用願	S2(1927).11.25	井上東策 保証人 井上塩六	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・1坪4合5勺 ・S2.11～S8.3.31まで ・通路用として ・付属図付き
13	公園地使用願	S2(1927).11.28	願人 稻積達次 保証人 田谷昌太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・S2.11～S8.3.31まで ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・3合

14	市有地占用願	S2(1927).11.26	平井助太郎	高岡市長 南慎一郎	・長13尺×幅3尺—平面坪1坪8勺 ・付属図付き(見取図つき) ・市有公園地 ・人家通路の目的で ・S3.4.1～S8.3.31まで使用
15	公園地使用願	S2(1927).3	願人 木村伊三次郎 保証人 平井助太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・S2.11～S8.3.31まで ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・1坪4合8勺
16	(高岡市桜馬場公園通り遵守規程)案	S2(1927).12			・遵守規程案
17	桜馬場公園地使用許可伺書	S3(1928).4.10			・別紙(7-18)使用者人名簿に使用してよいか伺う文書。案つき
18	公園地使用者人名簿				・使用料／単価／貸地坪数／貸地地名／使用者氏名／目的 の記載 ・柴野治作など25名分の名簿 ・合計金額116,890円
19	公園地使用願	S3(1928).3	願人 柴野治作 保証人 高柳治三郎	高岡市長 南慎一郎	・公園地字本丸内 ・坪数42坪 ・期間S3.4.1～S8.3.31まで ・住宅敷地として使用 ・見取図つき
20	公園地使用願	S3(1928).3.22	願人 原文吉 保証人 氏家健太郎	高岡市長 南慎一郎	・公園地内二の丸横堀淵 ・12坪5合 ・茶亭建築のため ・見取図あり
21	公園使用願	S3(1928).3.19	願人 沼田勇三郎 保証人 筏井甚吉	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地5合(平面坪2合) ・S3.4.1～S8.3.31まで通路用として ・付属図あり
22	公園地使用願	S3(1928).3.25	願人 山岸竹次郎 保証人 山岸外次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・坪数1坪7合5勺
23	公園地使用願	S3(1928).3.27	願人 大坪富次郎 保証人 大坪次郎吉	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・5坪8合
24	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 大坪次郎吉 保証人 塩崎利平	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・5坪1合
25	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 濱野文雄 保証人 浅井こと	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・4坪7合6勺
26	公園地使用願	S3(1928).3.28	願人 高岡合同運送(株)社長 宇野義太郎 保証人 永澤亀吉	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・1坪5合 ・家屋のため
27	公園地使用願	S3(1928).3.20	願人 荒野栄太郎 保証人 濱野文雄	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・5坪9合3勺 ・右下紫スタンプ「三第551号／3.3.30／高岡市役所」
28	公園地使用願	S3(1928).3.27	願人 永澤宗一 保証人 永澤宗一郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・8坪1合6勺

29	公園地使用願	S3(1928).3.26	願人 延対寺みよ 保証人 富田九兵衛	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・17坪8合
30	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 今庄作次郎 保証人 今庄外次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・3坪5合
31	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 藤野啓次郎 保証人 杉本専太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・4坪2合7勺
32	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 谷野義成 保証人 吉野富次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・3坪6合
33	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 中越土木(株) 崎田七郎 右衛門 保証人 磯部政吉、海老坂嘉一	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・4坪5合
34	公園地使用願	S3(1928).3.29	願人 井上政二 保証人 内澤松次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・2坪2合
35	公園地使用願	S3(1928).3.27	願人 田中廿次郎 保証人 宮崎喜一	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・S3.4.1～S8.3.31まで使用 ・1坪5合
36	桜馬場公園地使用御願	S3(1928).3.22	金田八郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・3坪3合6勺
37	公園地使用願	S3(1928).3.22	願人 藤本ひさ 保証人 大森栄太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・3坪5合
38	公園地使用願	S3(1928).3.22	願人 寺野宗欣 保証人 清水金次郎、針原教貴	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・3坪4合5勺
39	公園地使用願	S3(1928).3.28	願人 稻積達次 保証人 米嶋由次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・通路用として ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・2坪8合
40	公園地使用願	S3(1928).3.26	願人 大野雅久郎 保証人 彦田治八郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・2坪6合4勺(家屋外部鉄柵用)
41	公園地使用願	S3(1928).3.30	願人 上田常 保証人 二塚長次郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・S3.4.1～S8.3.31まで使用 ・2坪3合9勺5才
42	(公園売店継続設置願につき許可伺書)	S3(1928).4.10			・申請者 松原與吉 ・公園地内小竹藪のうち8坪5合 ・建物使用地4坪8合 ・T15.4.1付で許可を受けていた使用地の延長願。付属図付き

43	高岡公園地内使用御願	S3(1928).4.9	松原與吉	高岡市長 南慎一郎	・申請者 松原與吉 ・公園地内小竹藪のうち8坪5合 ・建物使用地4坪8合 ・T15.4.1付で許可を受けていた使用地の延長願。付属図付き
44	高岡公園地内使用御願 (許可条件)		高岡市役所		・7-43を許可するための遵守規程 ・付属図つき
45	(桜馬場公園地内使用不許可につき通知伺書)	S3(1928).4.30			・桜馬場公園使用について、この方には土蔵1棟があり、居住者がいない。出入りのために特に土堤を使用しなくても、側面から出入りできる。従って、使用は不許可とするとの内容
46	公園地使用願	S3(1928).4.27	願人 広川周造 保証人 菅池岩吉	高岡市長 南慎一郎	・広川周造が通路を作る目的で桜馬場公園地の使用を願い出ている文書 ・3合5勺の土地使用を希望 ・S3.3.27～S8.4.28まで ・付属図付き(見取図つき)
47	(桜馬場公園地使用許可伺書)	S3(1928).5.10	加藤松太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・2坪6合。露店出店のため
48	公園地使用願	S3(1928).5.10	加藤松太郎	高岡市長 南慎一郎	・桜馬場公園地 ・付属図付き(見取図つき) ・家屋敷地の目的で ・2坪6合。露店出店のため
49	(高岡公園内売店設置につき許可伺書)	S4(1929).4.5			
50	(許可条件書上)		高岡市役所		・7-49に関連
51	廃業届	S4(1929).4.2	松原與吉(現住所京都市)	高岡市長	・松原はT5.4.1付で許可を受けていた ・S3.4.1～S8.3.31までの期間で公園地内小竹藪で売店の設置許可が出ていたが、都合によりS3.3.31限りで廃業との報告をしている
52	公園地使用願	S4(1929).4.2	中野伊三	高岡市長	・8坪5合(うち建物4坪8合) ・家屋敷地の目的で(瓶詰酒類等販売のため)
53	同意書	S4(1929).4.2	松原與平	高岡市長	・7-52関連 ・小竹藪にて販売するが、これまでの松原にかわり、中野伊三がこの場所で販売するとのこと ・見取図つき
54	(中野伊三の義につき取計願)	S4(1929).3.6	井上秀	高岡市長	・中野伊三の公園使用義について、くれぐれも取り計らってほしいといった内容
55	(公園地使用許可の件につき伺書)	S4(1929).9.28	願人 二口甚貞	高岡市長	・1坪1合7勺7才 ・通路用として ・S4.10.1～S8.3.31まで ・見取図つき
56	桜馬場公園地内使用につき許可願	S4(1929).8.22	願人 二口甚貞	高岡市長	・1坪1合7勺7才 ・通路用として ・S4.10.1～S8.3.32まで ・見取図つき
57	(公園地使用許可につき伺書)	S5(1930).2.4	萩下太熊	高岡市長	・命令書つき(使用料1年につき1坪50銭)
58	公園地内使用願	S5(1920).1.29	萩下太熊	高岡市長	・公園内梅林のうち20坪使用 ・付属図つき ・建物増築のため、S5.4.1～S8.3.31まで
59	(公園内売店設置のため許可伺書)		願人 高井みさほ 保証人 吉田雅吉	高岡市長	・売店(菓子類販売)設置のため4坪使用(小竹藪) ・S5.4.1～S6.3.31まで
60	公園地使用願	S5(1930).2.10	願人 高井みさほ 保証人 吉田雅吉	高岡市長	・売店(菓子類販売)設置のため4坪使用(小竹藪) ・S5.4.1～S6.3.32まで
61	(売店経営者交代につき許可伺書)	S5(1930).2.27			・中の島池畔に売店を設置し、経営していた中野伊三が廃業し、その後を増田新作が引き継いで経営するとのこと ・場所は小竹藪。8坪5合使用 ・S5.4.1～S8.3.31まで

62	高岡公園地内使用許可願	S5(1930).2.25	増田新作	高岡市長	・中の島池畔に売店を設置し、経営していた中野伊三が廃業し、その後を増田新作が引き継いで経営すること ・場所は小竹藪。8坪5合使用 ・S5.4.1～S8.3.32まで
63	同意書	S5(1930).2.25	中野伊三	高岡市長	・中野伊三が増田新作へ売店の経営権を譲ることに同意するというもの ・付属図つき
64	公園地使用廃業届	S5(1930).2.25	中野伊三	高岡市長	・廃業につき報告している内容
65	(高岡公園地使用につき許可伺書)	S6(1931).3.7			
66	公園地使用願	S6(1931).3.7	願人 吉田徳次郎 保証人 吉田和吉		・4坪使用(小竹藪) ・菓子類販売のため ・S6.4.1～S8.3.31まで ・付属図つき(2枚)
67	(公園相撲場使用期間延長につき許可伺書)	S6(1931).8.1	萩下	高岡市長 早苗 西蔵	・無料使用期間の延長願(S6.7.13付) ・更に2年間の延長(S6.8.1～S8.7.31) ・東京・大阪相撲その他類する有料興業を行う時は、無料使用となる ・有料興業を行う時は、事前に興業内容を報告し、認可の必要あり ・「相撲場経費収支計算書」付属(支出総額→金2,500円、収入総額→金460円)
68	相撲場使用延期の件御願	S6(1931).7.13	萩下	高岡市長 早苗 西蔵	・無料使用期間の延長願(S6.7.13付) ・更に2年間の延長(S6.8.1～S8.7.31) ・東京・大阪相撲その他類する有料興業を行う時は、無料使用となる ・有料興業を行う時は、事前に興業内容を報告し、認可の必要あり ・「相撲場経費収支計算書」付属(支出総額→金2,500円、収入総額→金461円)
69	(公園相撲場使用期限満期の件につき報告伺書)	S6(1931).7.9	社会課		・梅林地内の相撲場使用について(T14.8.8に許可を出していた場所について)
70	公園相撲場使用許可書(案)	T14(1925).8.5	第三課	高岡市長 上埜 安太郎	・梅林地内の相撲場使用について(T14.8.8に許可を出していた場所について)
71	相撲場使用願	T14(1925).8.5	萩下	高岡市長 上埜 安太郎	・梅林地内の相撲場使用について(T14.8.8に許可を出していた場所について) ・遵守規程第1～5条まで記載 ・付属絵図あり
72	(公園地使用許可に関する件につき伺書)	S7(1932).8.4			・高岡公園内で売店を営む増田新作が店舗拡張のため、使用許可を願出ている(売店の裏の空地のため支障なし→OK)
73	公園地使用許可願	S7(1932).7.19	増田新作	高岡市長 早苗 西蔵	・中の島8坪5合に、2坪増を願出 ・付属図あり
74	(公園地帯使用期間更新の件につき許可伺書)	S8(1933).8.8			・菅野正純ほか35名分の使用延長許可伺書。7-75の名簿参照
75	公園地使用者人名簿	[S8(1933).4.1調査]			・使用料／単価／坪数／地名／使用者名／目的が記載
76	公園地使用期間終了の件につき再申請申出伺書	S8(1933).3.8			・S8.3.31をもって期間終了の借用者の方へ期間満了であることを伝え、引き続き希望者は使用願提出を行わせるというもの(4.10までに申請書提出)
77	高岡公園地使用人名簿				・萩下 含む38名分の名簿に人名などが記載
78	使用期間満了につき使用願再提出通知書(控)	S8(1933).4.11	社会課	毛利喜一ほか10名	・毛利喜一ほか10名に対して、公園使用願を催促している文書である
79	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.22	願人 菅野正純 保証人 菅野伝右衛門	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.31までの延長更新のための使用願書
80	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.23	願人 井戸弘 保証人 内沢松次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.32までの延長更新のための使用願書
81	公園地使用願(更新)	S8(1933).3	願人 濱野文雄 保証人 荒野栄次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.33までの延長更新のための使用願書

82	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.28	願人 浅井敏一 保証人 瀧田橋郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.34までの延長更新のための使用願書
83	公園地使用願(更新)	S8(1933)	願人 浅井こと 保証人 瀧田橋郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.35までの延長更新のための使用願書
84	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.31	願人 荒野栄次郎 保証人 濱野文雄	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.36までの延長更新のための使用願書
85	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.31	願人 山岸竹次郎 保証人 山岸常太郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.37までの延長更新のための使用願書
86	公園地使用願(更新)	S8(1933).3	願人 二口甚貞 保証人 佐武長太郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.38までの延長更新のための使用願書
87	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.28	願人 藤本ひさ 保証人 大森栄太郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.39までの延長更新のための使用願書
88	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.31	願人 山岸常太郎 保証人 山岸竹次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.40までの延長更新のための使用願書
89	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.30	願人 水波佛教 教學財団理事 寺野宗欣 保証人 濱野文雄	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.41までの延長更新のための使用願書
90	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.4	願人 佐藤信敬 保証人 浅井敏一	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.42までの延長更新のための使用願書
91	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.25	願人 中越土木 株式会社取締役 社長 釜本三郎 保証人 磯部政吉	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.43までの延長更新のための使用願書
92	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.5	願人 井上東策 保証人 井上塩六	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.44までの延長更新のための使用願書
93	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 稲積達次 保証人 穴田太郎次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.45までの延長更新のための使用願書
94	公園地使用願(更新)	S8(1933).3	願人 平井助太郎 保証人 木下小市	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.46までの延長更新のための使用願書
95	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 能森豊二 保証人 小杉助蔵	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.47までの延長更新のための使用願書
96	公園地使用願(更新)	S8(1933)	願人 金田八郎 保証人 清原竹次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.48までの延長更新のための使用願書
97	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 田中竹次郎 保証人 宮崎喜三	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.49までの延長更新のための使用願書
98	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 今庄作次郎 保証人 今庄外次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.50までの延長更新のための使用願書
99	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.10	願人 谷野善成 保証人 吉野富次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.51までの延長更新のための使用願書
100	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.13	願人 大坪富次郎 保証人 塩崎利平	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.52までの延長更新のための使用願書

101	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.13	願人 大坪次郎 吉 保証人 塩崎利平	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.53までの延長更新のための使用願書
102	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.14	願人 延対寺みよ 保証人 能町栄次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.54までの延長更新のための使用願書
103	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 沼田勇三郎 保証人 國本善造	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.55までの延長更新のための使用願書
104	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.1	願人 大野雅誉 保証人 宇野義太郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.56までの延長更新のための使用願書
105	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.13	願人 宇野義太郎 保証人 永澤亀吉	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.57までの延長更新のための使用願書
106	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.10	願人 上田常 保証人 二塚長次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.58までの延長更新のための使用願書
107	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.30	願人 萩下 保証人 萩下米太郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.59までの延長更新のための使用願書
108	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.25	願人 増田新作 保証人 米嶋由次郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.60までの延長更新のための使用願書
109	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.20	願人 吉田徳次郎 保証人 吉田和吉	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.61までの延長更新のための使用願書
110	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 清川理吉 保証人 毛利喜一	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.62までの延長更新のための使用願書
111	公園地使用願(更新)	S8(1933).4	願人 毛利喜一 保証人 永澤宗一郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.63までの延長更新のための使用願書
112	公園地使用願(更新)	S8(1933).3.23	願人 柴野みさき 保証人 浦野与四郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.64までの延長更新のための使用願書
113	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.10	願人 能森とき 保証人 小杉助蔵	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.65までの延長更新のための使用願書
114	公園地使用願(更新)	S8(1933).4.10	願人 永澤宗一 保証人 永澤宗一郎	高岡市長 早苗 西蔵	・S8.4.1～S11.3.66までの延長更新のための使用願書
115	(高岡公園二の丸地内に忠魂堂建設につき出願伺書)	S8(1933).5.31			・建設許可を出してもよいかの伺い文書 ・樹木を損傷・風致を乱すな、などの注意書(案)あり
116	公園地使用許可申請	S8(1933).1.30	帝国在郷軍人会 高岡市連合分会 長 井本和平	高岡市長 早苗 西蔵	・二の丸地内に忠魂堂を建てたいのでその使用願を提出 ・見取図つき。封筒つき
117	忠魂堂建設敷地許可願	S8(1933).1.30	帝国在郷軍人会 高岡市連合分会 長 井本和平ほか3名	高岡市長 早苗 西蔵	・忠魂堂建設趣旨及び建設場所などの記載。場所は図書館の向い側
118	高岡公園地内使用許可につき伺書(廃業に伴う使用者変更伺書)	S8(1933).9.30			・これまでの経営者 萩下 から深田庄吉への使用者権利の譲渡についての許可伺書 ・命令書(遵守規程案)つき。見取図つき

119	高岡公園地内使用許可願	[S8(1933).9.30]	使用人 深田庄吉 保証人 山下文蔵	高岡市長 早苗西蔵	・高岡公園地内の梅林使用 ・S8.9～S11.3.31まで ・売店業
120	同意書	S8(1933).9.30	深田庄吉・萩下	高岡市長 早苗西蔵	・両名が売店権利受渡に関して了承したと同意する文書 ・見取図つき
121	公園地使用願	S8(1933).9.30	願人 深田庄吉 保証人 萩下	高岡市長 早苗西蔵	・36坪使用(梅林) ・S8.9～S11.3.31まで売店経営のため使用
122	廃業届	S8(1933).9.30	萩下	高岡市長 早苗西蔵	・売店廃業につき報告している内容。7-121の前所有者。7-119、7-120関連 ・見取図つき
123	(高岡公園地内使用地拡張につき願届許可伺)	S9(1934).5.28	願人 深田庄吉 保証人 山下文蔵	高岡市長 早苗西蔵	・深田庄吉使用の売店区域を拡大するべく、24坪追加の許可を願出ている ・見取図つき
124	(高岡公園地内使用につき許可伺書)	S9(1934).6.25			・宇野義太郎よりの申請に許可してよいか伺う内容 ・命令書(案)つき
125	高岡公園地内使用許可願	S9(1934).6.25	願人 高岡合同運送会社 宇野義太郎 保証人 牧野虎吉	高岡市長	・4坪5合(桜馬場)通路として使用 ・見取図つき ・～S11.3.31まで ・青焼きコピーの見取図つき
126	(高岡公園地使用願の件につき伺書)	S9(1934).8.21			・桜馬場公園地内一部堤防の使用 ・北陸タイムス社が、同申請者の井上宅の2棟のうち1棟を改築して高岡支社を設置する際に、タイムス側から借入申込があり、タイムス側が堤防の一部を通路して使用していたものか
127	公園地使用願	S9(1934).5.7	願人 井上東策 保証人 井上塩六	高岡市長	・桜馬場(1坪4合5勺)の使用 ・S9.4.1～S11.3.31まで通路として ・見取図あり
128	(公園地使用者変更につき、許可願伺書)	S9(1934).8.29	社会課	市長・収入役・会計課	・前使用者 清川理吉から新使用者 大屋道雄と所有名義が変更 ・許可条件(付属) 使用料は1坪につき1年1円 ・1坪9合使用とのこと ・見取図つき
129	高岡公園地内使用許可願	S9(1934).8.28	願人 大屋道雄 保証人 井上東策	高岡市長	・前使用者 清川理吉から新使用者 大屋道雄と所有名義が変更 ・許可条件(付属) 使用料は1坪につき1年1円 ・1坪10合使用とのこと ・見取図つき
130	使用廃止届	S9(1934).8.28	清川理吉	高岡市長	・大屋道雄に土地・家屋を売渡したとする内容の廃止届
131	(売店一部設備改善出願の件につき伺書)	S10(1935).3.18			・深田庄吉より届出あり。許可してよいかとの内容(洗面所設置のため、廊下の一部を拡張すること)
132	高岡公園地内使用許可願	S10(1935).3.16	深田庄吉		・7-131と関連。坪を3合7勺7才拡張 ・見取図つき(梅林内)
133	(高岡公園地内使用許可伺書)	S10(1935).5.31	社会課	市長・収入役・会計課・土木課	・2坪9合2勺(桜馬場) ・通路のため ・見取図つき
134	公園地内使用許可願	S10(1935).5.21	願人 関村寺住職 関原儉龍 保証人 米島由次郎	高岡市長 堀豊	・2坪9合3勺(桜馬場) ・通路のため ・見取図つき
135	(高岡公園地外濠使用願の件につき許可伺書)	S10(1935).5.27			・枅形濠での貸ボート営業のための使用伺書
136	高岡公園濠に浮舟営業につき許可申請	S11(1936).4.30	江尻勝太郎	高岡市長 堀豊	・貸ボート営業で観桜客遊覧のため ・場所は枅形濠または池の端 ・ボート長2間×幅3尺1寸＝2艘(3人乗り) ・午前8時から午後6時まで ・S11.4.1～10.30まで
137	高岡公園濠に浮舟営業につき許可申請	S11(1936).3.19	増田新作	高岡市長 堀豊	・貸ボート営業で観桜客遊覧のため ・場所は枅形濠または池の端 ・午前8時から午後6時まで ・ボート長2間×幅3尺1寸 ・2人乗り。1時間15銭(1人の場合10銭)

138	高岡公園濠に浮舟営業につき許可申請	S10(1935).3.18	深田庄吉	高岡市長 堀豊	・貸ボート営業(S10.11.30まで) ・場所は枳形濠または池の端で ・午前10時から午後9時まで ・ボート長8尺×5艘用意 ・3人乗り3艘(1時間20銭)。2人乗り2艘(1時間15銭)
139	高岡公園濠に浮舟営業につき許可申請	S10(1935).3.29	島田ゆき	高岡市長 堀豊	・貸ボート営業 ・午前10時から午後9時まで ・長8尺×10艘用意 ・3人乗り5艘(1時間20銭)。2人乗り2艘3艘 (1時間15銭)
140	高岡公園濠に浮舟営業につき許可申請	S10(1935).3.18	江川勝三	高岡市長 堀豊	・貸ボート営業
141	(公園地使用願の件につき許可伺書)	S10(1935).6.21	深田庄吉		・「許可条件」(案)つき ・公園地内梅林に売店を営む深田より茶室を新たに設置したいとのことで申請あり ・見取図あり
142	高岡公園地内使用許可願	S10(1935).6.21	深田庄吉		・「許可条件」(案)つき ・公園地内梅林に売店を営む深田より茶室を新たに設置したいとのことで申請あり ・見取図あり
143	運動機械納入検査復命書	S7(1932).7.6	検査人 蒲生恭養、吉田和吉	市長・助役・収入役・会計課	・鉄鋼子供用3人ブランコ1基(金30円50銭)(鴨島町・中村宇太郎) ・木製子供用動揺台1基(金28円50銭)(平米町・増川善次郎)
144	(運動器具購入下命の件伺書)	S7(1932).6.17			・7-143の運動器具を購入して良いか伺う文書 ・入札見積一覧表が付属
145	(運動器械購入入札執行の件につき伺書)	S7(1932).6.13			・明丸運動場に備えつける運動器具についての執行伺書 ・見積書付属 ・入札者氏名・購入予算表付属
146	(明丸運動場復旧の件につき伺書)	S7(1932).6.4			・これまで明丸運動場に設置されていた遊具類を一時的に水道鉄管置場とするため、それらの遊具類を梅林に移動した ・このたび、再び明丸を運動場として活用すべく、その復旧伺いをたてている→金300円で復旧
147	明丸運動場復旧計画予算書				・除草人夫費／運動器具移動費(滑走台・機械体操・陸上ボート)／新設器具設置費／テニスコート2か所復旧費／その他雑費の記載 ・二の丸の見取図(完成予想図)つき
148	(動物舎水道無料使用の件につき伺書)	S11(1936).3.30			・従来公園の梅林地内に動物舎は設置してあったとのことで、この度老朽化のため改修すること ・深田庄吉より動物舎の寄付あり。振興工芸展の開催までに終えたいとのこと ・飼育上、一部水道費使用を無料にとの伺書
149	寄付受理書	S11(1936).3.27		堀豊	・高岡公園に関係する土地の寄付受理書 ・杉本喜右エ門ほか4名列記
150	寄付受理の件につき伺書	S11(1936).2.3	社会課	市長・助役・収入役・庶務課・会計課	・寄付申請書(塩谷はる、深田庄吉両名)を受け、受理書を発行してよいか伺う文書
151	寄付願	S11(1936)	塩谷はる	堀豊	・寄付申請書(塩谷はる、深田庄吉両名)を受け、受理書を発行してよいか伺う文書
152	寄付願	S11(1936)	深田庄吉	堀豊	・寄付申請書(塩谷はる、深田庄吉両名)を受け、受理書を発行してよいか伺う文書
153	公園地帯使用期間更新願の件につき伺書	S11(1936).4.30	社会課	市長・助役・収入役・会計課	・沼田勇三郎ほか36名より申請(桜馬場公園地使用願の再申請)
154	公園地使用者人名表	S11(1936).4.1			・7-153関連 ・申請者リスト表(沼田勇三郎ほか36名)
155	(公園地使用期間結了につき、再申請提出伺書)	S11(1936).3.4	社会課	市長・助役・収入役・会計課	・再申請の必要ありと通知するために通知文書その他使用願の提出を行ってよいか伺う文書
156	公園地使用願	S11(1936).3.24	願人 沼田勇三郎 保証人 國本善造	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
157	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 山岸一二 保証人 梶谷清太郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで

158	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 山岸常太郎 保証人 山岸一二	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
159	公園地使用願	S11(1936).4.22	願人 佐藤信敬 保証人 浅井敏一	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
160	公園地使用願	S11(1936).3.28	願人 大坪次郎吉 保証人 塩崎利平	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
161	公園地使用願	S11(1936).3.28	願人 大坪富次郎 保証人 塩崎利平	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
162	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 能森とき 保証人 小杉助蔵	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
163	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 二口源十郎 保証人 永澤亀吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
164	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 浅井こと 保証人 佐藤信敬	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
165	公園地使用願	S11(1936).3.27	願人 山本源十郎 保証人 浅井敏一	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
166	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 濱野文雄 保証人 清水作次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
167	公園地使用願	S11(1936).3.24	願人 宇野義太郎 保証人 永沢亀吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
168	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 永沢宗一 (「宗一」を消して)「知子」／右 未成年ニ付 永沢しせの 保証人 永沢亀吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
169	公園地使用願	S11(1936).3.24	願人 宇野義太郎 保証人 永沢亀吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
170	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 二口甚貞 保証人 佐武次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
171	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 荒野正蒸 保証人 堀井郁郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
172	公園地使用願	S11(1936).4.1	願人 延対寺みよ 保証人 能町栄太郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
173	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 今庄作次郎 保証人 今庄外次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
174	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 二口源十郎 保証人 永沢亀吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで

175	公園地使用願	S11(1936).3.23	願人 谷野善成 保証人 延対寺 みよ	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
176	公園地使用願	S11(1936).4.10	願人 大屋道雄 保証人 井上東 策	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
177	公園地使用願	S11(1936).3.23	願人 井上東策 保証人 井上塩 六	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
178	公園地使用願	S11(1936).3.20	願人 中越土木 株式会社取締役 社長 釜本三郎 保証人 磯部政 吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
179	公園地使用願	S11(1936).3.24	願人 大野一郎 親権者 大野操 保証人 宇野義 太郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
180	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 田中外之 保証人 金森米 蔵	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
181	公園地使用願	S11(1936).3.13	願人 井戸弘 保証人 内沢松 次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
182	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 藤本ひさ 保証人 務臺實	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
183	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 稲積達次 保証人 穴田太 郎次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
184	公園地使用願	S11(1936).3.19	願人 金田八郎 保証人 平井助 太郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
185	公園地使用願	S11(1936).4.1	願人 毛利喜一	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
186	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 上田常 保証人 二塚長 次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
187	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 水波佛教 教學財団理事 寺野宗欣 保証人 野村僊	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
188	公園地使用願	S11(1936).3.23	願人 平井助太 郎 保証人 金田八 郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
189	公園地使用願	S11(1936).3.17	願人 関村寺住 職 関原儉龍 保証人 米島由 次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
190	公園地使用願	S11(1936).3.10	願人 増田新作 保証人 米島由 次郎	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
191	公園地使用願	S11(1936).3.18	願人 深田庄吉 保証人 山下文 蔵	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで
192	公園地使用願	S11(1936).3.25	願人 吉田徳次 郎 保証人 吉田和 吉	高岡市長 堀豊	・使用期間 S11.4.1～S14.3.31まで

193	(高岡公園地一部無償貸附願の件につき伺書)	S11(1936).4.24	社会課	市長・助役・収入役・会計課	・相撲場の前に設置の長谷川義起作の銅像「国技」について、この地を一部使用無料としてほしいと願出ている内容の伺書
194	銅像建設敷地無償貸付願	S11(1936).4.14	高岡相撲協会 井波義兵衛・渡辺福一郎・山本定次郎・大熊勝太郎	堀豊	・体育奨励のため、長谷川義起の作品・相撲原型と功労者碑の建立につき、無償貸付を願出しているもの(梅林4坪)
195	(公園地相撲場使用願の件につき許可伺書)	S11(1936).4.24	社会課	市長・助役・収入役・会計課	・S11～S16までの5年間
196	公園相撲場使用願	S11(1936).4.14	高岡相撲協会 井波義兵衛・渡辺福一郎・山本定次郎・大熊勝太郎	堀豊	・S11～S16までの5年間
197	(高岡公園地外濠使用願の件につき許可伺書)	S11(1936).4.27	江尻勝太郎	堀豊	・貸ポート営業のため使用したいとのこと ・観桜客、遊覧客のため、ポート6隻を運航予定 ・午前8時から午後6時まで。3人乗りで1時間につき20銭
198	高岡公園濠に浮舟営業許可申請書	S11(1936).4	江尻勝太郎	堀豊	・貸ポート営業のため使用したいとのこと ・観桜客、遊覧客のため、ポート6隻を運航予定 ・午前8時から午後6時まで。3人乗りで1時間につき21銭
199	(高岡公園内における木燈籠1対建設につき、許可伺書)	S11(1936).7.23	射水神社宮司 平尾三郎	堀豊	・見取図つき ・堀二作と荻布宗四郎の寄付によるものとあり
200	木燈籠建設の義につき許可申請書	S11(1936).7	射水神社宮司 平尾三郎	堀豊	・見取図つき ・堀二作と荻布宗四郎の寄付によるものとあり
201	(高岡公園内における木燈籠2対建設につき許可並に使用伺書)	S11(1936).6.17	射水神社宮司 平尾三郎	堀豊	・見取図つき ・木津太郎平の寄付によるものとあり
202	木燈籠建設の義につき許可申請書	S11(1936).6	射水神社宮司 平尾三郎	堀豊	・見取図つき ・木津太郎平の寄付によるものとあり
203	承諾書	S11(1936)	高岡市長 堀豊	大日本武徳会富山県支部高岡分会 会長 杉本良次	・建物建設についての許可承諾書
204	(武徳殿建設敷地の件につき使用許可伺書)	S11(1936).12.11			・武徳殿建設に伴う使用許可伺(区域変更の許可)
205	公園地内使用区域変更許可申請	S10(1935).11.24			・明丸の一部テニスコートの隣接地400坪のところに変更したいとのこと
206	(高岡公園地二の丸椿山の一部へ武徳会武徳殿建設につき出願伺書)	S10(1935).10.22	富山県武徳会高岡分会 会長 今井太作	堀豊	・7-205の申請書。区域250坪(建物部分96坪) ・見取図つき
207	高岡公園地内使用許可願	S10(1935).10.21	富山県武徳会高岡分会 会長 今井太作	堀豊	・7-205の申請書。区域250坪(建物部分96坪) ・見取図つき
208	設計書				・武徳殿候補地整地工事のためのもので、工事費は24円43銭 ・明細書・土地計算書・樹木明細書・見取図2枚・工事内訳書・平面図・見積書つき ・工事に伴う公園取締人舎宅移動についても記載
209	(高岡公園地使用願の件につき伺書)	S11(1936).9.24	飛見文繁	堀豊	・飛見文繁より、前田利長卿頌徳詩碑建設のため、本丸の一部(北西隅)を無償貸出したいとの申出を許可してよいかとのこと ・1坪の地使用 ・見取図・石碑の概要・碑文(大橋弘(二水)作・書)なども記載
210	高岡公園地内使用許可願	S11(1936).9.24	飛見文繁	堀豊	・飛見文繁より、前田利長卿頌徳詩碑建設のため、本丸の一部(北西隅)を無償貸出したいとの申出を許可してよいかとのこと ・1坪の地使用 ・見取図・石碑の概要・碑文なども記載
211	公園内における住居移転勧告につき通知伺書	S12(1937).3.11	社会課	市長・助役	
212	(住居移転につき通知書)	S12(1937).3.11	高岡市長 堀豊	米澤勇	

213	(公園地使用面積増加許可願の件につき伺書)	S12(1937).4.14	延対持 ^(ママ) みよ	堀豊	・延対持(寺)みよより申請のあった桜馬場公園地内において、現在許可されている12尺の幅では自動車の曲がり運転に都合が悪いため、もう2尺増幅したいとのこと ・見取図つき
214	公園地使用面積増加許可願	S12(1937).4.14	延対持 ^(ママ) みよ	堀豊	・延対持みよより申請のあった桜馬場公園地内において、現在許可されている12尺の幅では自動車の曲がり運転に都合が悪いため、もう3尺増幅したいとのこと ・見取図つき
215	(高岡公園地内家屋受渡につき許可伺書)	S12(1937).11.24	願人 鷺北與次郎 保証人 鷺北利三郎	堀豊	・源平町の鷺北與次郎へ家屋(これまでは柴野みさきが所有)の買渡を許可してほしいとのこと ・S12.12.17～S14.3.31まで ・見取図つき
216	公園地使用許可願	S12(1937).11.30	願人 鷺北與次郎 保証人 鷺北利三郎	堀豊	・源平町の鷺北與次郎へ家屋(これまでは柴野みさきが所有)の買渡を許可してほしいとのこと ・S12.12.17～S14.3.31まで ・見取図つき
217	(忠魂社前家屋一部立退の件につき伺書)	S12(1937).7.27	社会課	市長・助役・収入役・会計課・庶務課	・忠魂社前の家屋に住む高田正三は米澤勇吉に家屋を譲り、米澤は長谷部兵次を代理人として家屋の取り壊しを条件として、第三者吉田清一に売却した。当該家屋については、15年間市と所有者が争ってきた。これを機会に解決したいので、立退奨励金1封(100円)を買受人に与えてよいか
218	売買契約書(写)	S12(1937).7.2	売渡人 米澤勇吉 買受人 吉田清一 買受人代理人 長谷部兵次 立会人 西野寅義		・7-217に関連する売買契約条項
219	(公園地使用につき許可伺書)	S14(1939).3.8	大文字とみ	高岡市長 木津太郎平	・高岡公園地内小竹藪入口を4坪使用 ・売店経営のため。～5年間 ・見取図つき
220	公園地使用許可願	S14(1939).3.18	大文字とみ	高岡市長 木津太郎平	・高岡公園地内小竹藪入口を4坪使用 ・売店経営のため。～5年間 ・見取図つき
221	公園地使用願理由書		大文字とみ	高岡市長 木津太郎平	・高岡公園地内小竹藪入口を4坪使用 ・売店経営のため。～5年間 ・見取図つき
222	請書	S14(1939).3.6	吉田徳次郎	高岡市長 木津太郎平	・高岡公園地内小竹藪入口を4坪使用 ・売店経営のため。～5年間 ・見取図つき
223	(公園地使用の廃止につき許可伺書)	S14(1939).3.8		高岡市長 木津太郎平	・従来小竹藪入口に売店を設置していた吉田徳次郎が、都合により売店を廃止するとのことこれを受け、許可してよいかとの内容の伺書
224	公園地使用廃止届	S14(1939).3.8	吉田徳次郎	高岡市長 木津太郎平	・従来小竹藪入口に売店を設置していた吉田徳次郎が、都合により売店を廃止するとのことこれを受け、許可してよいかとの内容の伺書
225	(料理屋営業家屋増設につき照会回答伺書)	S14(1939).4.6		高岡警察署長	・高岡公園地内梅林にて45坪4合の使用 ・目的は売店経営のため ・S14.3.2～S19.3.31まで ・料金は計 金20円70銭 ・料理屋営業者 深田庄吉 ・料理屋増設につき、照会がきたもの
226	料理屋営業家屋増設に関する照会書	S14(1939).4.4	高岡警察署長	高岡市長	・高岡公園地内梅林にて45坪4合の使用 ・目的は売店経営のため ・S14.3.2～S19.3.31まで ・料金は計 金20円70銭 ・料理屋営業者 深田庄吉 ・料理屋増設につき、照会がきたもの
227	公園地内売店増築につき許可伺書		深田庄吉	高岡市長 木津太郎平	・公園内梅林地45坪4合の使用 ・許可日から向こう5年間 ・見取図(2枚)つき。理由書つき
228	公園地使用許可願	S14(1939).2.22	深田庄吉	高岡市長 木津太郎平	・公園内梅林地45坪4合の使用 ・許可日から向こう5年間 ・見取図(2枚)つき。理由書つき